

平成22年度 統計法施行状況報告
(「オーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供
(二次的利用) 調査票情報の提供」部分の抜粋)

IV 調査票情報の利用及び提供

1 調査票情報の二次利用

法第 32 条では、国の行政機関又は届出独立行政法人等は、統計の作成等を行う場合、統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合には、その行った統計調査に係る調査票情報を自ら用いること（二次利用）ができるとされている。

平成 22 年度中に、国の行政機関が、所管する統計調査の調査票情報を二次利用した件数は 646 件となっている（表 19）。

表 19 法第 32 条に基づく調査票情報の利用（平成 22 年度中）

統計調査 所管府省等名	利用件数	統計の作成等を行う場合	
		統計の作成等を行う場合	統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合
内閣府	8	8	0
総務省	41	41	0
法務省	0	-	-
外務省	0	-	-
財務省	6	5	1
文部科学省	102	93	9
厚生労働省	189	181	8
農林水産省	124	109	15
経済産業省	146	114	32
国土交通省	30	29	1
環境省	0	-	-
防衛省	0	-	-
人事院	0	-	-
日本銀行	0	-	-
合計	646	580	66
(参考) 平成 21 年度中の実績	696	646	50

2 調査票情報の提供

法第 33 条では、国の行政機関又は届出独立行政法人等は、

- ・ 国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他これに準ずる機関（以下「公的機関」という。）が、統計の作成等又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成を行う場合（法第 33 条第 1 号）
- ・ 公的機関が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者が、当該総務省令で定める統計の作成等を行う場合（法第 33 条第 2 号）

に、その行った統計調査に係る調査票情報を、これらの者に提供することができる」とされている。

また、総務省令では、公的機関が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として、

- ・ 公的機関と共同して行う調査研究に係る統計の作成等
- ・ 公的機関が費用の全部又は一部を公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等
- ・ 国の行政機関、地方公共団体が政策の企画、立案、実施又は評価に必要と認める統計の作成等その他特別な事由があると認める統計の作成等が定められている。

平成 22 年度中に、国の行政機関が、法第 33 条第 1 号に該当するとして、調査票情報を提供した件数は 2,975 件、法第 33 条第 2 号に該当するとして、調査票情報を提供した件数は 133 件となっている（表 20）。

表 20 法第 33 条に基づく調査票情報の利用（平成 22 年度中）

統計調査 所管府省等名	法第 33 条第 1 号該当件数 (公的機関への提供)			法第 33 条第 2 号該当件数 (公的機関が行う統計作成と同等の 公益性を有する統計の作成等を行 う者への提供)			
	統計の 作成等 を行う 場合	調査に 係る名 簿の作 成を行 う場合		公的機 関と共 同して 行う調 査研究 に係る 統計の 作成等 を行う 者への 提供	公的機 関が費 用の全 部又は 一部を 公募の 方法に より補 助する 調査研 究に係 る統計 の作成 等を行 う者へ の提供	国の行 政機関、 地方公 共団 体が政策 の企画、 立案、実 施又は 評価に 必要と 認める 等の統 計の作 成等 を行う 者への 提供	
内閣府	0	0	0	1	0	0	1
総務省	519	516	3	27	0	27	0
法務省	0	-	-	0	-	-	-
外務省	0	-	-	0	-	-	-
財務省	10	9	1	2	0	2	0
文部科学省	157	154	3	4	2	2	0
厚生労働省	1,548	1,540	8	96	2	90	4
農林水産省	7	7	0	2	0	2	0
経済産業省	679	622	57	0	0	0	0
国土交通省	55	55	0	1	1	0	0
環境省	0	-	-	0	-	-	-
防衛省	0	-	-	0	-	-	-
人事院	0	-	-	0	-	-	-
日本銀行	0	-	-	0	-	-	-
合計	2,975	2,903	72	133	4	123	5
(参考) 平成 21 年度中の実績	2,254	2,221	33	54	5	49	0

3 委託による統計の作成等の実施

法第 34 条に基づき、国の行政機関又は届出独立行政法人等は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、学術研究の発展に資すると認められる場合、高等教育の発展に資すると認められる場合に、一般からの委託に応じ、その行った統計調査に係る調査票情報を利用して、統計の作成等（以下「オーダーメイド集計」という。）を行い、これを提供することができる」とされている。

一方で、一般から委託要請される統計の作成等は、多様なバリエーションが想定され、その要請に対応するためには、事前に、それぞれの国の行政機関が受託体制を整備することが必要であること、さらに、個々の調査票情報に関する仕様等のドキュメントを一般に提示可能となるよう整備する必要があるなど、平成 22 年度末時点で、一律、全ての統計調査においてオーダーメイド集計に対応する状況に至っていない。

したがって、実際の運用においては、一般からの委託に対し国の行政機関が対応できる統計調査及び受託可能な統計の作成等のメニューを事前に提示することが行われている。

平成 22 年度中に、国の行政機関がオーダーメイド集計のサービスに供するとして提示した統計調査は 20 調査（87 年次分）となっている（資料 21）。

これらのうち、国勢調査、学校基本調査及び賃金構造基本統計調査については、法第 37 条に基づき政令で定める受託独立行政法人（（独）統計センター）を通じてオーダーメイド集計のサービスを提供している。

また、平成 22 年度中に、一般の者からオーダーメイド集計の申出が行われた件数は 12 件となっており、これらの申出は全て、学術研究の発展に資すると認められる場合として、オーダーメイド集計が実施され、結果が提供された（表 21）。

表 21 オーダーメイド集計の結果の提供件数等（平成 22 年度中）

統計調査 所管府省名	オーダーメイド 集計の申出 件数	オーダーメー ド集計の結果 の提供件数	学術研究の発展 に資すると認め られる場合	高等教育の発展 に資すると認め られる場合
内閣府	0	－	－	－
総務省	9	9	9	－
財務省	1	1	1	－
文部科学省	1	1	1	－
厚生労働省	0	－	－	－
農林水産省	0	－	－	－
国土交通省	1	1	1	0
合計	12	12	12	0
(参考) 平成 21 年度中の実績	4	4	4	0

4 匿名データの作成、提供

法第 35 条第 1 項では、国の行政機関又は届出独立行政法人等が、その行った統計調査に係る調査票情報を加工して、匿名データを作成することができる」とされている。

また、法第 36 条に基づき、学術研究の発展に資すると認められる場合、高等教育の発展に資すると認められる場合、国際社会における我が国の利益の増進等に資すると認められる場合には、一般からの求めに応じ、匿名データを提供することができる」とされている。

平成 22 年度末現在、国の行政機関が、匿名データの提供のサービスに供するとして提示した統計調査は 4 調査（13 年次分）となっている（表 22）。

これらの 4 統計調査に係る匿名データは、法第 37 条に基づき政令で定められる受託独立行政法人等を通じて、提供が行われている。

表 22 匿名データの提供を行うとした統計調査（平成 22 年度末現在）

統計調査 所管府省名	対象とする統計調査の名称
総務省	全国消費実態調査（平成元年、6 年、11 年、16 年） 就業構造基本調査（平成 4 年、9 年、14 年） 社会生活基本調査（平成 3 年、8 年、13 年） 住宅・土地統計調査（平成 5 年、10 年、15 年）

また、平成 22 年度中に、一般の者から匿名データの提供依頼の申出が行われた件数は 38 件となっており、これらの申出は、全て学術研究の発展に資すると認められる場合又は高等教育の発展に資すると認められる場合として、匿名データの提供が行われた（表 23）。

表 23 匿名データの提供件数等（平成 22 年度中）

統計調査 所管府省名	匿名データ の提供依頼 の申出件数	匿名データ の提供件数	学術研究の 発展に資す ると認めら れる場合	高等教育の 発展に資す ると認めら れる場合	国際社会に おける我が 国の利益の 増進等に資 すると認め られる場合
総務省	38	38	36	2	0
総務省(平成 21 年度)	20	20	18	2	0

別編【基本計画 事項別推進状況】

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
<p>4 統計データの有効活用の推進 (1) オーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供</p>	<p>○ 秘密の保護に配慮しつつ、二次的利用に関する以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所管の統計調査について、毎年度当初に、当該年度に二次的利用の対象とする統計調査やサービスに関し、統計調査名、提供するサービスの内容、申出受付時期・期間、提供予定時期等を盛り込んだ二次的利用に関する年度計画を策定し、公表する。 ・ 上記年度計画、「委託による統計の作成等に係るガイドライン」及び「匿名データの作成・提供に係るガイドライン」に基づき二次的利用に係る事務処理を適切に実施する。 ・ 総務省において、各府省の実施した二次的利用に関する年度計画及び実績(申出書の受付状況、審査結果状況、申出への対応困難な事案件数と理由、作成した統計等や匿名データの提供状況等)を取りまとめ、その概要を公表するとともに、統計委員会に報告する。 ・ 二次的利用のニーズや統計リソースの拡大状況を踏まえながら、サービスの拡大を図る。 ・ 二次的利用のニーズに適切に対応するため、統計リソースの確保に最大限努める。 ・ 総務省において、各府省における所管統計調査のオーダーメイド集計や匿名データの提供に係るサービスの開始及び拡大を支援する観点から、政令指定法人である独立行政法人統計センター(以下「統計センター」という。)が各府省からのオーダーメイド集計や匿名データの提供の委託の受け皿となる体制を整備するよう必要な措置を講ずる。 <p>○ 総務省は、利用者が行政機関等の指定する場所及び機器により調査票情報を利用する方法であるオンサイト利用について検討する。</p>	各府省	平成21年度から実施する。

平成22年度中の検討状況又は進捗状況

- 各府省において公表された年度計画に基づき、概要として一覧表に取りまとめ、ホームページを通じて公表を行った。また、二次的利用の関連情報の収集を行い、「統計データの有効活用に関するワーキンググループ」において各府省に提供を行った。
- 各府省において二次的利用に関する年度計画を策定し、ホームページを通じて公表を行った。
- 平成22年度中に、国の行政機関が新たにサービスを開始した統計調査はオーダーメイド集計の14調査であった。具体的には次のとおり。
(オーダーメイド集計)
 - ・ 企業行動に関するアンケート調査、消費動向調査(内閣府)
 - ・ 労働力調査、家計消費状況調査、住宅・土地統計調査、就業構造基本調査、社会生活基本調査、家計調査、全国消費実態調査(総務省)
 - ・ 年次別法人企業統計調査(財務省)
 - ・ 人口動態調査、毎月勤労統計調査(特別調査)(厚生労働省)
 - ・ 海面漁業生産統計調査(農林水産省)
 - ・ 建築着工統計調査(国土交通省)
- (参考:21年度に実施済のもの)
(オーダーメイド集計)
 - ・ 法人企業景気予測調査(内閣府・財務省共管)
 - ・ 国勢調査(総務省)
 - ・ 学校基本調査(文部科学省)
 - ・ 賃金構造基本統計調査(厚生労働省)
 - ・ 農林業センサス、漁業センサス(農林水産省)
- (匿名データの提供)
 - ・ 全国消費実態調査、社会生活基本調査、就業構造基本調査、住宅・土地統計調査(総務省)
- 有識者からなる「統計データの二次的利用促進に関する研究会」を開始した(関係府省はオブザーバー参加)。同研究会においてはオーダーメイド集計及び匿名データの提供制度の見直しに加え、調査票情報のオンサイト利用等政府としての調査票情報の提供の在り方を含め検討することとし、そのための工程を決定した。